（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑶　短期貸付金及び長期貸付金

これらは全て固定金利によるものであり、時価については、貸付金の種類及び内部格付け、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

⑷　民間備蓄融資事業貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑸　長期性預金

これらは、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いて時価を算定しております。

負　債

⑴　１年内返済長期借入金及び長期借入金

これらは全て固定金利によるものであり、時価については、借入金の種類ごとに、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

⑵　民間備蓄融資事業借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）貸借対照表の関係会社株式に計上された非上場株式（貸借対照表計上額163,371百万円）は、市場価格がなく、かつ約定による将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、関係会社株式は時価評価の対象としておらず、また、「⑵有価証券及び投資有価証券②その他有価証券」には含めておりません。

また、預り鉱害防止積立金（貸借対照表計上額1,823百万円）は、要求された場合に払戻しが必要となるものであり、払戻し時期の特定が極めて困難であるため、時価評価の対象としておりません。

７．固定資産の減損関係

減損を認識した固定資産の概要

損益外減損損失を計上した資産

⑴　電話加入権

（単位：円）

| 用　途 | 種　類 | 場　所 | 減損後簿価 | 損益計算書に計上していない金額 |
|---|---|---|---|---|
| 通信用 | 電話加入権 | 神奈川県川崎市他 | 78,000 | 384,000 |

当該電話加入権については、休止している電話加入権について、今後も利用が見込めないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額のうち損益外減損損失累計額（384,000円）を計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額より測定しており、相続税評価額に基づいて算定しております。

⑵　ＧＴＬ実証研究プラント

（単位：円）

| 用　途 | 種　類 | 場　所 | 減損後簿価 | 損益計算書に計上していない金額 |
|---|---|---|---|---|
| 研究設備 | 建　物 | 新潟県新潟市 | 17 | 88,164,340 |
| | 構　築　物 | | 8 | 95,733,603 |
| | 機械装置 | | 50 | 2,573,121,901 |
| | 工具器具備品 | | 2 | 757,500 |
| | 合　計 | | 77 | 2,757,777,344 |

ＧＴＬ実証研究プラントについては、当該実証研究事業が平成23年度をもって終了し、解体撤去工事中であることから、帳簿価額を備忘価額まで減額し、計上しております。

８．資産除去債務

⑴　資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①　当該資産除去債務の概要

深海底鉱物資源探査専用船の係留施設に係る地方公共団体の行政財産使用許可に基づく原状回復義務及びＧＴＬ実証研究プラントに係る土地賃貸借契約に基づく原状回復義務であります。

②　当該資産除去債務の金額の算定方法

係留施設に係る原状回復義務は、平成21事業年度までに、「原状復帰引当金」として見積金額の全額を計上したため、割引計算は実施しておりません。また、ＧＴＬ実証研究プラントに係る金額の算定にあたっては支出発生までの見込み期間を半年間と見積もり、割引率は0.109％を使用しております。

③　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|---|---|
| 期首残高 | 112,500,000円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 199,391,000円 |
| 時の経過による調整額 | 36,000円 |
| 資産除去債務の履行に伴う減少額 | 0円 |
| 期末残高 | 311,927,000円 |

⑵　資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

金属資源技術研究所の原状回復義務について

当法人は、金属資源技術研究所の土地について、地方公共団体と「土地の転貸借に係る借地契約」を締結しており、当該借地契約に基づく退去時の原状回復に係る債務を有しております。

当研究所は、地方公共団体が運営（金属鉱業に関する技術の研究開発、研修、交流事業）している施設の一機関として他の機関と連携して技術の研究開発事業等を行っており、当研究所の退去については、当法人の裁量だけでなく、地方公共団体等の総合的判断を考慮して実施されるものであり、その時期については現在未確定の状況であります。

このようなことから、賃借している土地にある建物の撤去及び退去の時期を決定することができないため、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。